

令和 3 年

第 3 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 92 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	1
第 93 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	2
第 94 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について	4
第 95 号議案	浜松市過疎地域持続的発展計画について	10
第 96 号議案	町の区域の変更について	12
第 97 号議案	工事請負契約締結について (浜松市役所本庁舎受変電設備改修工事(電気設備工事))	14
第 98 号議案	工事請負契約締結について (浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事(建築工事))	16
第 99 号議案	工事請負契約締結について (浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事(機械設備工事))	19
第 100 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車(CD-I型)2台)	20
第 101 号議案	物品購入契約締結について (災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (I-B型C A F S)2台)	21
第 102 号議案	物品購入契約締結について (水槽付消防ポンプ自動車(I-B型C A F S))	22
第 103 号議案	物品購入契約締結について (高規格救急自動車4台)	23
第 104 号議案	物品購入契約締結について (タブレット保管庫、電源タップ、輪番タイマー)	24
第 105 号議案	から 第 107 号議案 まで 市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について	25
第 108 号議案	令和2年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	27
第 109 号議案	令和2年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	28
第 110 号議案	令和2年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	29
認 第 1 号	から 認 第 3 号 まで 令和2年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と 財務諸表の決算額との差異について	30

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、個人番号カード交付等に係る手数料の徴収事務が、地方公共団体情報システム機構から市区町村に委託されることになるため、条例の一部を改正するものです。

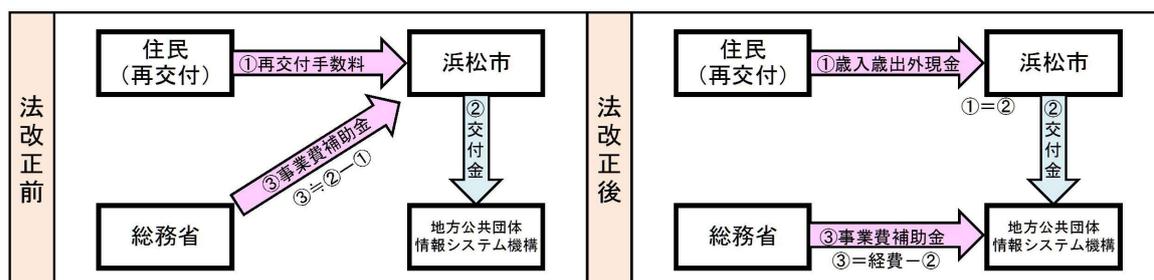
(改正内容)

個人番号カードの再交付手数料徴収事務委託に伴い、令和 3 年 9 月 1 日以降の個人番号カードの再交付手数料を歳入歳出外現金として取扱うため、別表から個人番号カードの再交付の項目を削除するものです。

(制度の仕組み)

法改正前は、市が地方公共団体情報システム機構に委託している事務に要した費用を交付金として支払い、窓口で徴収した再交付手数料を差し引いた額を総務省から補助金として交付されていましたが、法改正後は、地方公共団体情報システム機構が直接、総務省に補助金を申請することになります。

窓口で徴収する再交付手数料は歳入歳出外現金として保管し、地方公共団体情報システム機構から請求があった際に払出処理を行います。なお、個人番号カードの再交付を受ける住民においては、徴収金額に変更はありません。



(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市都市公園条例の一部改正について

(提案理由)

都市再生特別措置法（平成 14 年法第 22 号）の改正による都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）の一部改正に伴い、都市公園の建築面積制限緩和対象施設を追加するため、条例の一部を改正するものです。

また、受益者負担及び利用者間の公平性の観点から浜松城公園駐車場の使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 建築面積制限緩和対象施設の追加（第 2 条の 2 第 2 項）

令第 6 条第 7 項に、都市公園の建築面積制限を緩和できる対象施設として、公園施設設置管理協定により設置された滞在快適性等向上公園施設（売店や休憩所等）が追加されたため、改正するものです。

2 浜松城公園駐車場の使用料の設定（第 29 条、別表第 1、別表第 3 から別表第 5）

公園駐車場の目的外使用の抑制及びイベント開催時の混雑緩和を目的に、浜松城公園駐車場を有料公園施設として位置づけ、駐車場使用料を設定するものです。

施設区分・施設名称等					使用料金（円）	
					改正前	改正後
駐車場						
浜松城公園 駐車場	普通自動車等	午前零時から午後 12 時まで	30 分までごとに	-	100	
	大型自動車等	午前 8 時から午後 5 時まで	1 回につき	-	1,000	

(1) 無料時間

普通自動車等における入場した日の午前 8 時から午後 9 時 30 分までの間の最初の 90 分までの金額は、無料とするものです。

(2) 上限額

普通自動車等における入場した日が日曜日、土曜日及び休日である場合の同日午前 8 時から午後 9 時 30 分までの間（同日午後 9 時 30 分以降に出場する場合を除く。）の金額の上限は、520 円とするものです。

(3) 入場時間

普通自動車が浜松城公園駐車場に入場できる時間は、午前8時から午後9時30分までとするものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、都市公園条例第29条及び別表第1、別表第3から別表第5の規定は、令和4年3月1日から施行するものです。

(位置図)



浜松市営住宅条例の一部改正について

(提案理由)

施設の老朽化に伴い、公営住宅 6 団地及び定住促進住宅下平山団地を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

	概 要
(1)名 称	浜松市営住宅渡ヶ島団地
(2)所 在 地	浜松市天竜区渡ヶ島 20 番地の 2
(3)構 造	簡易耐火構造
(4)施 設 概 要	市営住宅 7 棟 35 戸
(5)建 築 時 期	昭和 49 年度～57 年度
(6)土地の状況	市有地
(7)今後の方針	廃止 (建物解体)

	概 要
(1)名 称	浜松市営住宅若身団地
(2)所 在 地	浜松市天竜区春野町堀之内 993 番地の 13
(3)構 造	木造
(4)施 設 概 要	市営住宅 5 棟 10 戸
(5)建 築 時 期	昭和 59 年度
(6)土地の状況	市有地
(7)今後の方針	廃止 (建物解体)

	概 要
(1)名 称	浜松市営住宅気田団地
(2)所 在 地	浜松市天竜区春野町気田 377 番地の 2
(3)構 造	木造
(4)施 設 概 要	市営住宅 5 棟 10 戸
(5)建 築 時 期	昭和 57、58 年度
(6)土地の状況	市有地
(7)今後の方針	廃止 (建物解体)

	概 要
(1)名 称	浜松市営住宅大原団地
(2)所 在 地	浜松市天竜区水窪町奥領家 3426 番地の 11
(3)構 造	木造
(4)施 設 概 要	市営住宅 2 棟 4 戸
(5)建 築 時 期	昭和 60 年度
(6)土地の状況	市有地
(7)今後の方針	廃止 (建物解体)

	概 要
(1)名 称	浜松市営住宅つつじヶ丘団地
(2)所 在 地	浜松市天竜区水窪町奥領家 3748 番地の 2
(3)構 造	木造
(4)施 設 概 要	市営住宅 8 棟 16 戸
(5)建 築 時 期	昭和 61 年度～63 年度
(6)土地の状況	市有地
(7)今後の方針	廃止 (建物解体)

	概 要
(1)名 称	浜松市営住宅雲折団地
(2)所 在 地	浜松市天竜区龍山町戸倉 562 番地の 1
(3)構 造	木造
(4)施 設 概 要	市営住宅 7 棟 14 戸
(5)建 築 時 期	昭和 53 年度～55 年度
(6)土地の状況	市有地
(7)今後の方針	廃止 (建物解体)

	概 要
(1)名 称	浜松市営住宅下平山団地
(2)所 在 地	浜松市天竜区龍山町下平山 139 番地の 2
(3)構 造	木造
(4)施 設 概 要	市営住宅 2 棟 2 戸
(5)建 築 時 期	平成 13 年度
(6)土地の状況	市有地
(7)今後の方針	廃止 (建物解体)

(改正内容)

渡ヶ島団地、若身団地、気田団地、大原団地、つつじヶ丘団地、雲折団地の廃止に伴い、公営住宅の名称及び位置を定めた別表第1の1から当該6団地の項を削除するものです。

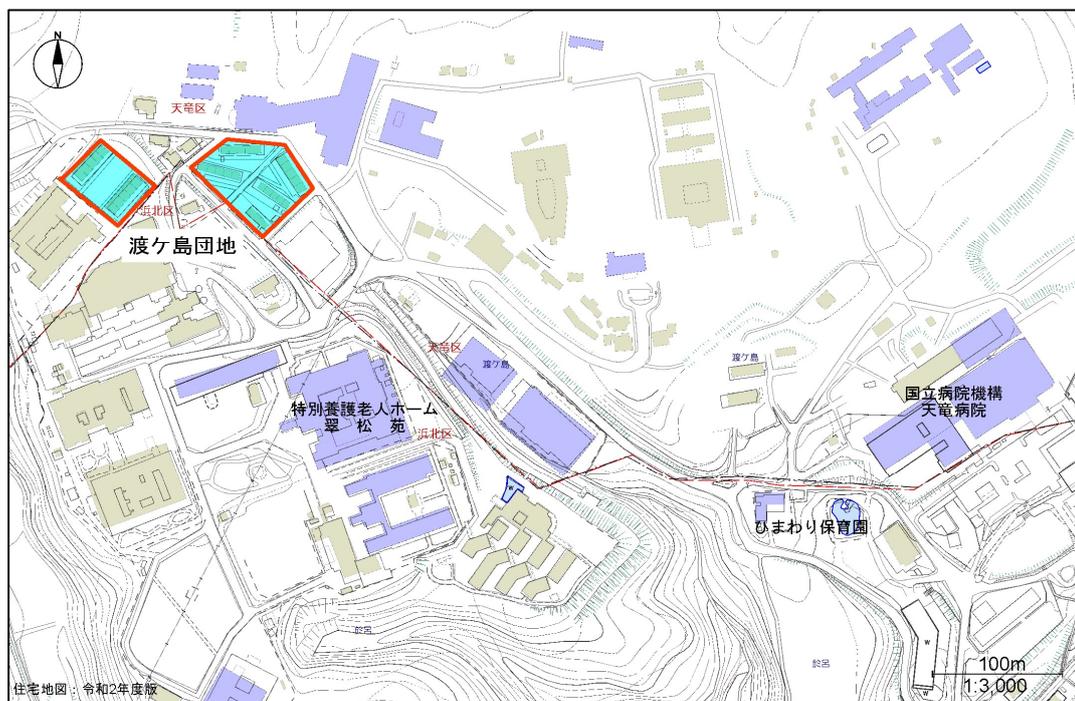
また、下平山団地の廃止に伴い、定住促進住宅の名称及び位置を定めた別表第6から削除するものです。

(施行期日)

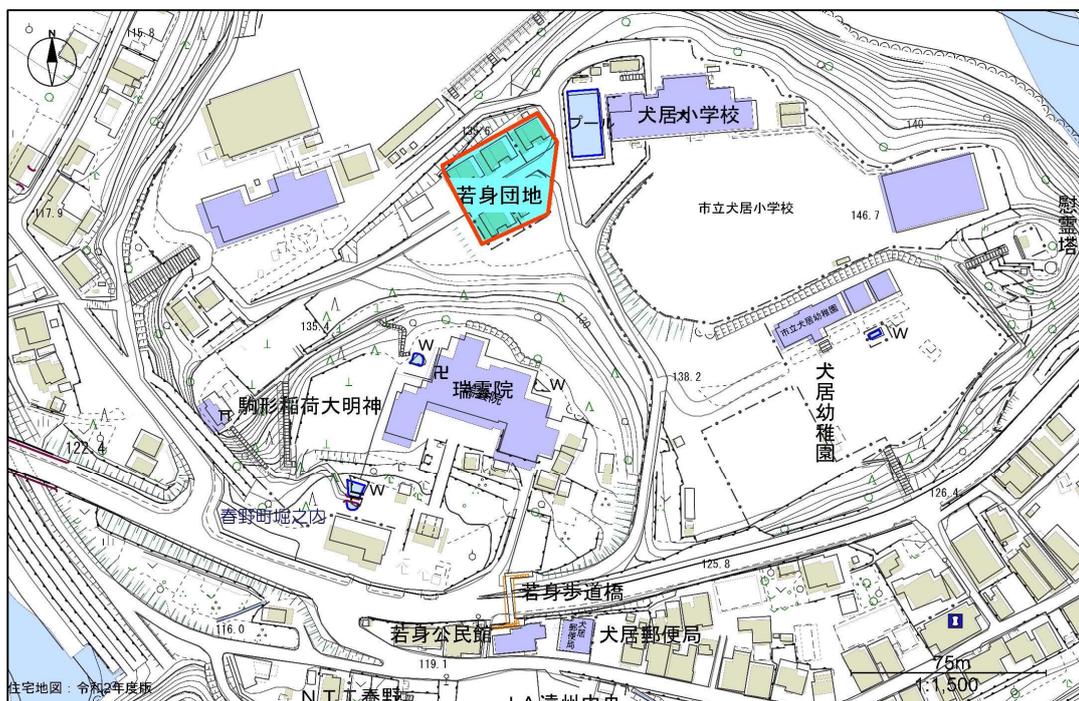
この条例は、規則で定める日から施行するものです。

(位置図)

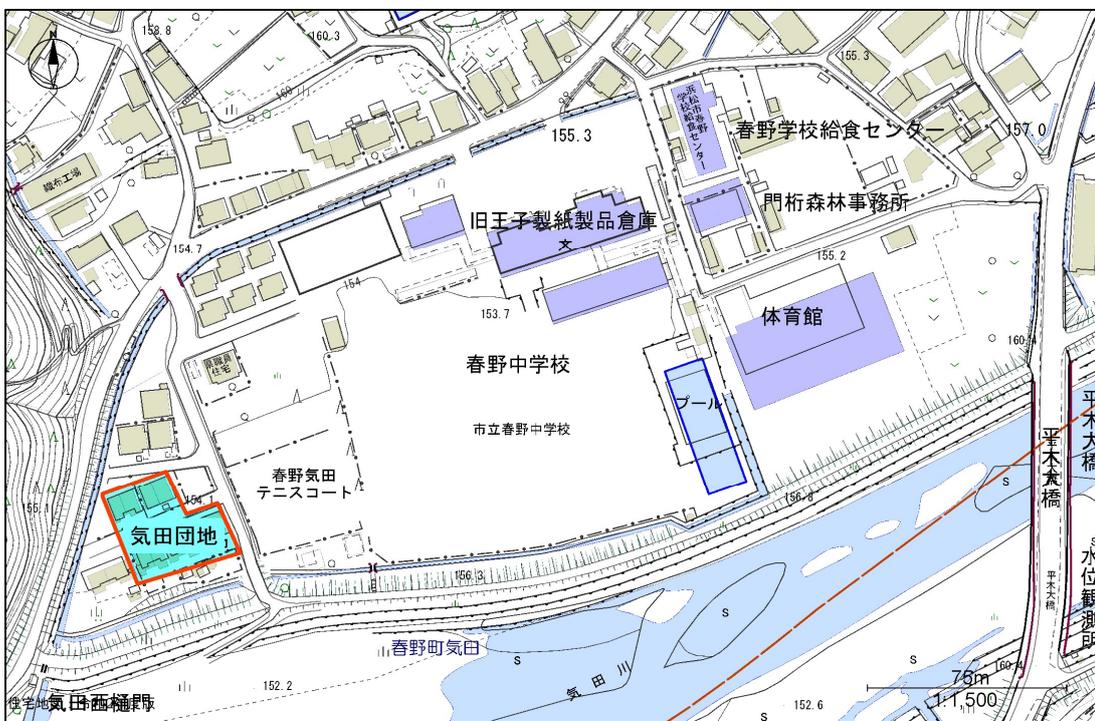
① 渡ヶ島団地



② 若身団地



③ 気田団地



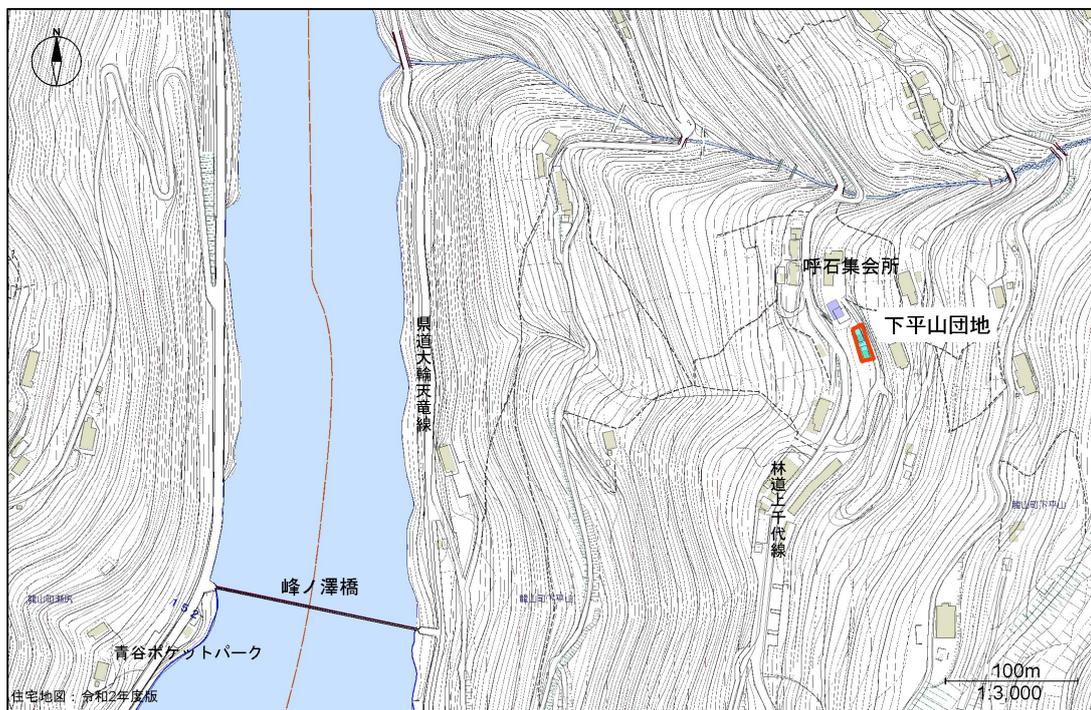
④ ⑤大原団地、つつじヶ丘団地



⑥ 雲折団地



⑦ 下平山団地



浜松市過疎地域持続的発展計画について

(提案理由)

浜松市過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、議決を求めめるものです。

(計画の主な内容)

1 基本的な事項

- (1) 北遠地域（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）の概況
- (2) 人口及び産業の推移と動向
- (3) 行財政の状況
- (4) 地域の持続的発展の基本方針
 - ア ひとつの浜松で築く地域の未来
 - イ 人の流れをつくる（市民同士の交流から生まれる地域づくりを推進）
 - ウ 地域を元気にする（持続可能な地域運営の仕組みをつくる）
 - エ 産業の力で地域を潤す（地域資源の活用により産業を活性化）
 - オ 地域をプロモーションする（地域の魅力を生かして賑わいを再生）
 - カ 暮らしを守る（暮らし続けられる生活環境を確保）
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (7) 計画期間
 - 令和 3 年度～令和 8 年度
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合

2 各分野別事項

次の各分野別に現況と問題点、その対策に触れ、ハード事業及びソフト事業（過疎地域持続的発展特別事業）を含む事業計画を掲載しています。

- ・ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ・ 産業の振興
- ・ 地域における情報化
- ・ 交通施設の整備、交通手段の確保
- ・ 生活環境の整備
- ・ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・医療の確保
- ・教育の振興
- ・集落の整備
- ・地域文化の振興等
- ・再生可能エネルギーの利用の推進

(位置図)



※町村名の表示は平成 17 年
の合併時のもの

町の区域の変更について

(提案理由)

中区南伊場町及び南区若林町の各一部を中区西伊場町に統合するため、町の区域を変更しようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

(提案内容)

1 町の区域の変更
別図のとおり

2 実施年月日
令和 4 年 2 月 1 日

3 目的
地元要望に基づき、開発区域全体を 1 つの町に統合するため、所要の手続きを行うもの

4 その他
5 月定例会において、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法に係る議案を議決済み



凡例	
町界 (新)	
町界 (現在)	
町名	

工事請負契約締結について（浜松市役所本庁舎受変電設備改修工事（電気設備工事））

(提案理由)

昭和 55 年に設置された本庁舎の受変電設備は、各機器の経年劣化や動作不良が生じていることから、本庁舎の執務機能を長期にわたって維持していくため、本庁舎受変電設備の改修工事（電気設備工事）について、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中区元城町 103 番地の 2
- ・規模・構造 受電キュービクル等 新設
変電キュービクル及び中央監視装置等 改修
既設受変電設備 撤去
駐輪場及び植栽 撤去

(工事期間)

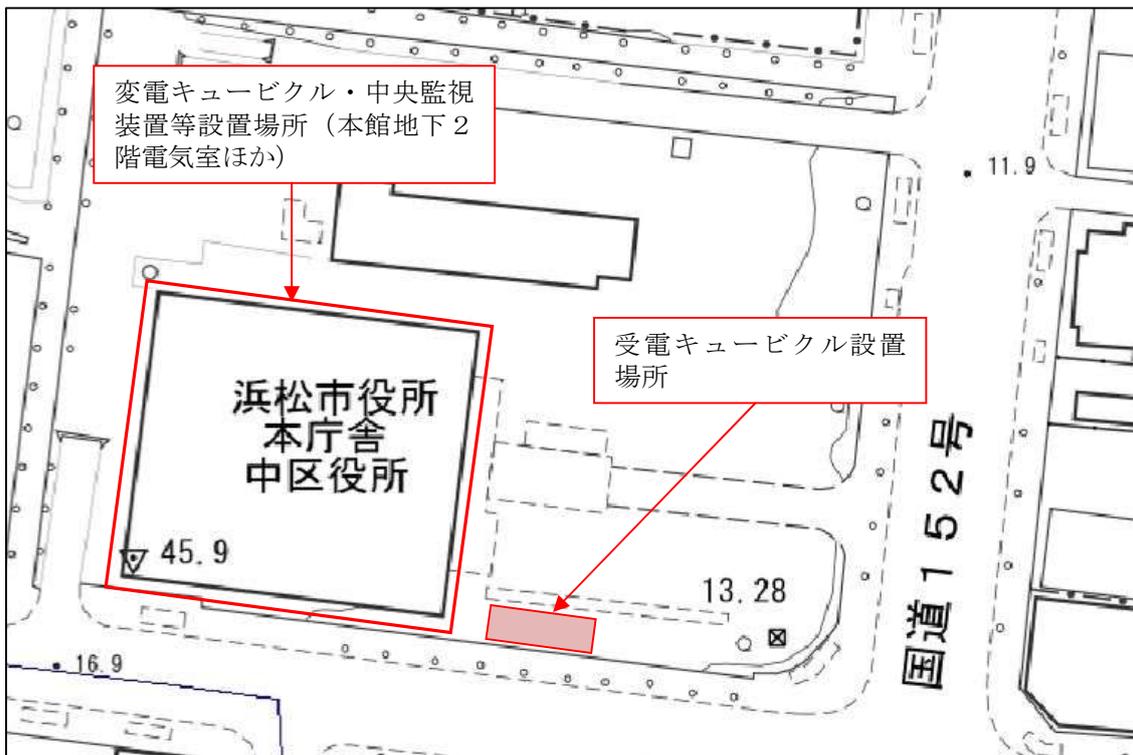
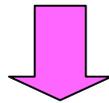
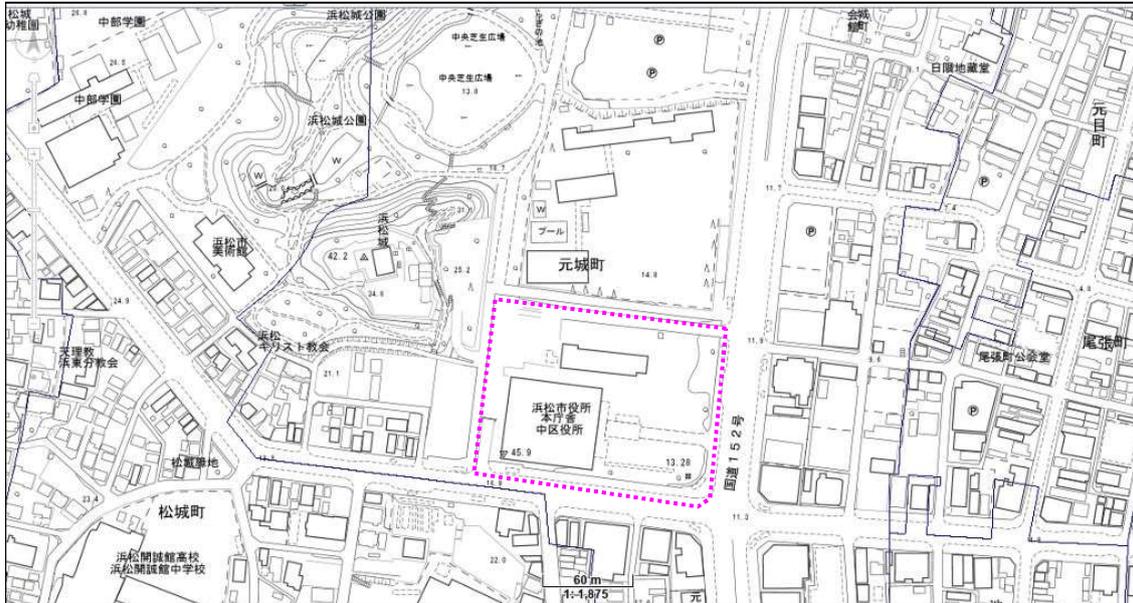
本契約成立の日の翌日から令和 6 年 1 月 18 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市役所本庁舎受変電設備改修工事（電気設備工事）	・受電キュービクル等新設工事 ・変電キュービクル及び中央監視装置等改修工事 ・既設受変電設備、駐輪場及び植栽撤去工事	621,500,000円	総合評価 一般競争 入札 (簡易型)	浜松市東区 植松町1467番地の 5 株式会社前島電気 工業社 代表取締役社長 前嶋 純

(位置図)

名 称：浜松市役所本庁舎

所在地：浜松市中区元城町103番地の2



工事請負契約締結について（浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事（建築工事））

(提案理由)

産業振興の拠点施設である浜松市総合産業展示館の長寿命化を図るため、大規模改修工事（建築工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市東区流通元町 20 番 2 号
- ・構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上 2 階地下 1 階建 延 5,265.73 m²
- ・改修後の機能 展示場（第 1、第 2、第 3）、玄関ホール、ラウンジ、授乳室、来館者用エレベーター、事務室、控室 5 室

(工事期間)

令和 3 年 11 月 17 日から令和 5 年 5 月 11 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事（建築工事）	大規模改修工事一式 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上 2 階地下 1 階建 延 5,265.73m ² ・長寿命化工事 ・ユニバーサルデザイン化整備工事 ・浸水対策工事 他	675,400,000円	制限付一般競争入札 (総合評価方式)	浜松市中区 中沢町71番23号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志

(位置図)

名 称：浜松市総合産業展示館

所在地：浜松市東区流通元町20番2号



(第 99 号議案の説明資料)

公共建築課

工事請負契約締結について（浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事（機械設備工事））

(提案理由)

産業振興の拠点施設である浜松市総合産業展示館の長寿命化を図るため、大規模改修工事（機械設備工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 改修地 浜松市東区流通元町 20 番 2 号
- ・ 内容 浜松市総合産業展示館大規模改修工事に伴う機械設備工事 一式

(工事期間)

令和 3 年 11 月 17 日から令和 5 年 5 月 11 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事（機械設備工事）	大規模改修工事に伴う機械設備工事一式 ・ 空気調和設備更新 ・ 給排水衛生設備更新 ・ 消火設備更新 他	322,300,000円	制限付一般競争入札 (総合評価方式)	日管・万菱特定建設工事共同企業体 <代表者> 浜松市中区池町 220番地の4 日管株式会社 代表取締役社長 三輪 容次郎 <その他の構成員> 浜松市中区神田町 250番地 万菱調機株式会社 代表取締役 澤柳 麻貴子

(第 100 号議案の説明資料)

市民生活課

物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I 型） 2 台）

(提案理由)

南区支団第 1 方面隊浜松第 1 9 分団及び西区支団第 2 方面隊浜松第 3 9 分団に配備されている消防ポンプ自動車（CD-I 型）を更新するため、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受け、消防ポンプ自動車 2 台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 2 台	・シャシ 3 トン級 ダブルキャビン付き 消防専用シャシ	40,260,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市東区 和田町701番地 株式会社日本防火 研究所 代表取締役 市川 智也

(第101号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ⅱ型C A F S）2台）

(提案理由)

中消防署本署に配備されている消防ポンプ自動車（Ⅱ型）及び東消防署上石田出張所に配備されている水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）を更新するため、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ⅱ型C A F S）2台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ⅱ型C A F S）2台	・シャシ 5.5t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・水槽 1,500ℓ以上 ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 （C A F S）	127,270,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

(第102号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（水槽付消防ポンプ自動車（I-B型CAFS））

(提案理由)

中消防署高台出張所に配備されている水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）を更新するため、水槽付消防ポンプ自動車（I-B型CAFS）の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
水槽付消防ポンプ自動車（I-B型CAFS）	・シャシ 5.5t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・水槽 1,500ℓ以上 ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 （CAFS）	58,080,000円	特定調達 契約 一般競争 入札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

(第103号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（高規格救急自動車4台）

(提案理由)

西消防署本署、西消防署大平台出張所、南消防署本署及び浜北消防署本署に配備されている高規格救急自動車を更新するため、高規格救急自動車4台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
高規格救急 自動車4台	<ul style="list-style-type: none">・駆動方式 4WD・エンジン総排気量 2,400cc以上・変速装置 電子制御式4速オー トマチック以上・乗車定員 7人以上	77,000,000円	特定調達 契約 一般競争 入札	浜松市南区 寺脇町738番地 静岡トヨタ自動車株式会 社 法人営業部法人営業3課 部長 原田 兆啓

(第 104 号議案の説明資料)

教育施設課

物品購入契約締結について (タブレット保管庫、電源タップ、輪番タイマー)

(提案理由)

浜松市内各小中学校に整備する学習者用タブレットを保管・充電するため、タブレット保管庫、電源タップ及び輪番タイマーの物品購入契約を締結するものです。

(整備校数)

63校 (小学校19校、中学校43校、小中一貫校1校)

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
タブレット 保管庫	<ul style="list-style-type: none">・W800×D500×H1060mm程度・40台以上収納可・数量 383台	32,060,930円	特定調達 契約 一般競争 入札	静岡市葵区駒形通 六丁目7番1号 株式会社栗田商会 静岡支店 支店長 浅田 光哲
電源タップ	<ul style="list-style-type: none">・W32×D418×H33mm またはW288×D47× H35mm程度・ケーブル長1.0m程度・電源口数10口以上・数量 1,915個			
輪番タイ マー	<ul style="list-style-type: none">・最大設定時間24時間・1500W・デジタルタイマー・数量 766個			

(第 105 号議案、第 106 号議案、第 107 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止または変更）の規定に基づき、市道の認定・廃止・変更を行うため提案するものであります。

(提案内容)

市道路線の認定・廃止・変更 (延長単位：m)

	路線数	実延長
認定	8	1,502.20
廃止	△2	△286.29
変更	(1)	0.50
計	6	1,216.41

△印はマイナス分

令和 3 年度全市域市道道路状況 (延長単位：m)

	路線数	実延長
令和 3 年 4 月 1 日	23,710	7,570,064.96
認定・廃止・変更後	23,716	7,571,281.37

区別路線数及び実延長

(延長単位：m)

	令和 3 年 4 月 1 日		認定・廃止・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中 区	3,624	887,930.45	3,627	888,124.52
東 区	2,951	817,819.57	2,952	817,776.83
西 区	4,438	1,238,879.88	4,439	1,238,927.03
南 区	2,581	772,686.68	2,581	772,686.68
北 区	4,520	1,749,361.15	4,520	1,749,361.15
浜北区	3,267	857,072.38	3,268	858,090.31
天竜区	2,476	1,246,314.85	2,476	1,246,314.85

令和 2 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 2 年度浜松市病院事業会計決算（医療センター）に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

* 地方公営企業法（抄）

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

* 地方公営企業法施行令（抄）

（特定目的の積立金）

第 24 条 法第 32 条第 2 項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 2 年度浜松市病院事業会計決算（医療センター）に伴う未処分利益剰余金 4,424,793,007 円のうち 200,000,000 円を減債積立金に積立て、残余 4,224,793,007 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	4,424,793,007 円
2 利益剰余金処分額	200,000,000 円
(1) 減債積立金	200,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	4,224,793,007 円

令和 2 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 2 年度浜松市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 2 年度浜松市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金、1,701,886,894 円のうち 400,000,000 円を減債積立金に積立て、1,300,000,000 円を資本金に組入れ、残余 1,886,894 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	1,701,886,894 円
2 利益剰余金処分量	1,700,000,000 円
(1) 減債積立金	400,000,000 円
(2) 資本金	1,300,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	1,886,894 円

令和 2 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 2 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 2 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金、4,437,753,379 円のうち 2,100,000,000 円を減債積立金に積立て、2,330,000,000 円を資本金に組入れ、残余 7,753,379 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	4,437,753,379 円
2 利益剰余金処分額	4,430,000,000 円
(1) 減債積立金	2,100,000,000 円
(2) 資本金	2,330,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	7,753,379 円

(認第1号から認第3号までの参考資料)

病 院 管 理 課
佐 久 間 病 院
上 下 水 道 総 務 課

令和2年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と財務諸表の
決算額との差異について

公営企業会計の決算書のうち、決算報告書は、予算に対する決算額を示すため、消費税を含めた執行額を記載しております。また、財務諸表は、企業の経営成績や財産状況を明確にするため、消費税を除いた執行額を記載しています。

従って、決算報告書の決算額と財務諸表の決算額については、消費税分について差異が生じることとなります。

各企業の決算報告書の決算額と財務諸表の決算額における消費税分の差異の内容は、次のとおりです。

(認第1号) 病院事業会計

[収入] 決算報告書の第1款医療センター事業収益 4,062,790,595 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業収益 3,970,532,674 円との差額 92,257,921 円は、預り消費税及び地方消費税 92,257,921 円であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業収益 3,943,083,594 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業収益 3,931,923,509 円との差額 11,160,085 円は、預り消費税及び地方消費税 11,160,085 円であります。

決算報告書の第3款佐久間病院事業収益 1,214,665,259 円と、収益費用明細書の第3款佐久間病院事業収益 1,211,423,129 円との差額 3,242,130 円は、預り消費税及び地方消費税 3,242,130 円であります。

[支出] 決算報告書の第1款医療センター事業費用 3,787,040,016 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業費用 3,766,717,728 円との差額 20,322,288 円は、仮払消費税及び地方消費税 27,109,053 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 6,786,765 円を減じた額であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業費用 3,919,875,333 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業費用 3,908,715,248 円との差額 11,160,085 円は、

仮払消費税及び地方消費税 433,134 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 397,749 円を減じ、消費税納税額 11,124,700 円を加えた額であります。

決算報告書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,205,075,452 円と、収益費用明細書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,201,833,322 円との差額 3,242,130 円は、仮払消費税及び地方消費税 27,705,007 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 25,816,677 円を減じ、消費税納税額 1,353,800 円を加えた額であります。

(認第 2 号) 水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款水道事業費用 12,738,986,481 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業収益 11,717,882,490 円との差額 1,021,103,991 円は、預り消費税及び地方消費税 1,021,837,944 円から不納欠損等に係る消費税 733,953 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款水道事業費用 11,819,222,629 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業費用 11,316,805,937 円との差額 502,416,692 円は、仮払消費税及び地方消費税 466,434,074 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 1,105,482 円を減じ、消費税納税額 37,088,100 円を加えた額であります。

(認第 3 号) 下水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款下水道事業収益 21,762,155,986 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業収益 20,803,663,949 円との差額 958,492,037 円は、預り消費税及び地方消費税 959,375,247 円から不納欠損等に係る消費税 883,210 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款下水道事業費用 19,255,029,170 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業費用 18,696,460,726 円との差額 558,568,444 円は、仮払消費税及び地方消費税 232,424,500 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出等 75,169,256 円を減じ、消費税納税額 401,313,200 円を加えた額であります。